

鹿児島県事務処理の特例に関する条例

平成 12 年 3 月 28 日

条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第 2 条 知事の権限に属する事務のうち、別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 別表商工観光労働部の表 1 の項並びに別表土木部の表 2 の項、4 の項及び 7 の項中「各市」とあるのは、平成 18 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間は「各市(日置市、曾於市及び志布志市を除く。)」とする。

(平 17 条例 9・追加, 平 17 条例 82・一部改正)

途中 省略

附 則(平成 24 年 3 月 27 日条例第 14 号)

1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表環境林務部の表 2 の項の改正規定及び第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際第 1 条の規定による改正後の鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他

の行為で、施行日以後においては同表の右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

別表（第2条関係）抜粋

事務 市町村

2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び鹿児島県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年鹿児島県条例第40号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)

- 1 法第10条第1項の規定による設立の認証
- 2 法第10条第2項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び縦覧
- 3 法第10条第3項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による補正の受理
- 4 法第12条第3項(法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。)の規定による認証又は不認証の決定の通知
- 5 法第13条第2項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による登記の完了の届出の受理
- 6 法第13条第3項(法第39条第2項において準用する場合を含む。)の規定による設立の認証の取消し
- 7 法第17条の3の規定による仮理事の選任
- 8 法第17条の4の規定による特別代理人の選任
- 9 法第18条第3号の規定による不正の行為等の報告の受理
- 10 法第23条第1項の規定による役員の名等の変更の届出の受理
- 11 法第25条第3項の規定による定款の変更の認証
- 12 法第25条第6項の規定による定款の変更の届出の受理
- 13 法第25条第7項の規定による登記事項証明書等の受理
- 14 法第29条の規定による事業報告書等の受理
- 15 法第30条の規定による事業報告書等の閲覧及び謄写の実施
- 16 法第31条第2項の規定による解散の認定
- 17 法第31条第4項の規定による解散の届出の受理
- 18 法第31条の8の規定による清算人の氏名及び住所の届出の受理
- 19 法第32条第2項の規定による残余財産の譲渡の認証
- 20 法第32条の3の規定による清算終了の届出の受理

- 21 法第 34 条第 3 項の規定による合併の認証
- 22 法第 41 条第 1 項の規定による報告の徴収又は立入検査
- 23 法第 42 条の規定による改善命令
- 24 法第 43 条第 1 項及び第 2 項の規定による設立の認証の取消し
- 25 法第 43 条第 4 項の規定による審理を公開により行わない理由を記載した書面の交付
- 26 法第 43 条の 2(法第 12 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による警視総監
又は道府県警察本部長の意見の聴取
- 27 法第 43 条の 3(法第 12 条の 2 において準用する場合を含む。)の規定による警視総監
又は道府県警察本部長の意見の聴取 鹿屋市, 薩摩川内市, 霧島市及び奄美市